

東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム

2024年元旦、穏やかな1年の始まりが夕方の一瞬、能登半島を震源とする最大震度7の大地震が発生しました。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表し、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

災害は、いつ、どのようにわたしたちを襲ってくるのかわかりません。その時、地域にだれがどのように存在しているのか、日にちや時間帯によっても大きく変わってきます。そして、性別、性自認、年齢、障がいの有無、国籍、言語、そのほかにもそれぞれの個人が持つ状況（家族構成や独居、住宅環境、経済力、健康状態など）にも違いがあります。同じように被災しても、人によってその影響が異なります。このように様々な状況にある多様な人たちのニーズに対応した防災対策こそが、わたしたち一人ひとりに関わることだという観点から、平常時から男女共同参画の視点で、防災減災対策に取り組む事が必要不可欠です。

過去の阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの課題から分析されたデータをもとに、わたしたちが暮らす地域の災害リスクを軽減するために考察し、共に、実践していきましょう。

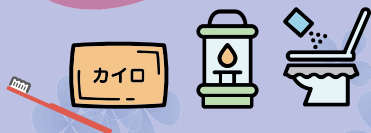
日ごろからの備え... ワタシの防災グッズ

今、始めましょう

自分の住まい、職場などから避難所までの経路を実際に歩きましょう。どのような災害に出会うのかを想定し、防災グッズを背負ってみましょう。荷物の重さや、歩く距離、危険な場所を、あらかじめ確認しましょう。経路が遮断された場合も想定し、別のルートも歩いてみると、いざという時の不安が軽減されます。



ワタシに必要な防災グッズ知る



いざという時に役立つもの

- ◎防犯ブザー・笛 ◎消臭袋 ◎ゴミ袋
- ◎簡単に食べられる食品 ◎帽子
- ◎使い捨てカイロ ◎リハビリパンツ
- ◎尿取りパット ◎マスク ◎風呂敷
- ◎タオル ◎濡れティッシュ ◎輪ゴム
- ◎ラジオ・スマートフォン

普段から使い慣れておく



毎日の生活に欠かせないものをチェックし、リスト化しましょう。市販の防災グッズに頼らず自分に必要なものだけ揃えましょう。(メガネ・補聴器・常備薬・コンタクトレンズなど個別に必要なもの)を整え、不要なものまで持ち出さないよう、普段の生活もシンプルに心掛けましょう。普段から、防災視点で使うものを選択すると、知恵や工夫が生まれてきます。また、被災生活では電気、水道、そしてトイレなど普段どおりに使用できないことを想定し、プライバシーを守る為のシートなども必要です。時々、点検や確認もおこないましょう。

**7つの
基本方針**

- 平常時に要配慮者対応に関わる女性の専門職等の意思決定への参画を促進する
- 災害時の要配慮者対応においても女性と男性の違いを認識する



出典：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

がいこくじん そうだんまどぐち 外国人の相談窓口

いろいろな言語で
相談できます



ひがしおおさかし た ぶん か きょうせいじょうほう 東大阪市多文化共生情報プラザ

ひがしおおさかし がいこくじんそうだんまどぐち
東大阪市の外国人相談窓口

TEL : 06-4309-3311 FAX : 06-4309-3823

Email : bunkoku.plaza@city.higashiosaka.lg.jp

ひがしおおさかしあらもときた し やくしよほんちようしや かい
東大阪市荒本北1-1-1 市役所本庁舎16階

げつ きん じ ぶん
月～金 9時～17時30分



お お さ か ぶ がいこくじんじょうほう 大阪府外国人情報コーナー

お お さ か ぶ がいこくじんそうだんまどぐち
大阪府の外国人相談窓口

TEL : 06-6941-2297

Email : jouhouc@ofix.or.jp

お お さ か しちゅうおうくほんまちばし かい
大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか 5階

こうえきさいだんほうじん お お さ か ぶ こくさいこうりゅうざいだんない
公益財団法人 大阪府国際交流財団内



にゅうこく ざいりゅう など そうだんまどぐち 入国や在留（ビザ等）の相談窓口

がいこくじんざいりゅうそうごう
外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL : 0570-013904

げつ きん じ ぶん じ ぶん
月～金 8時30分～17時15分

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく
大阪出入国在留管理局

TEL : 0570-064-259

おおさかし す み の え く なんこうきた げつ きん じ じ
大阪市住之江区南港北1-29-53 月～金 9時～16時



がいこくじんざいりゅうし え ん 外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）

せいふ がいこくじんそうだんまどぐち
政府の外国人相談窓口

TEL : 0570-011000

とうきょうとしんじゅくくよつや よつや かい
東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階

げつ きん じ じ
月～金 9時～17時



令和8年7月1日スタート



東大阪市 パートナーシップ制度

東大阪市は、性別等に関わらず全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組の一つとして、「東大阪市パートナーシップ制度」を実施しています。

パートナーシップ制度とは？

双方または一方が性的マイノリティ当事者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係にあることを市に届出し、市が届け出た事実を証明します。証明により法的な効力が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。

届出されたお二人には審査のうえ、証明カードを交付します。希望者は、証明カードに子または親を記載することも可能です。

東大阪市が交付するパートナーシップ届出証明カード

<表面>

交付番号

 パートナーシップ届出証明カード

東大阪市パートナーシップ制度実施要綱に基づき、届出を受理したことを証します。

様 様
(年 月 日生) (年 月 日生)

 年 月 日 印
東大阪市長 ○○ ○○

<裏面>

この証明カードの提示を受けられた方へ

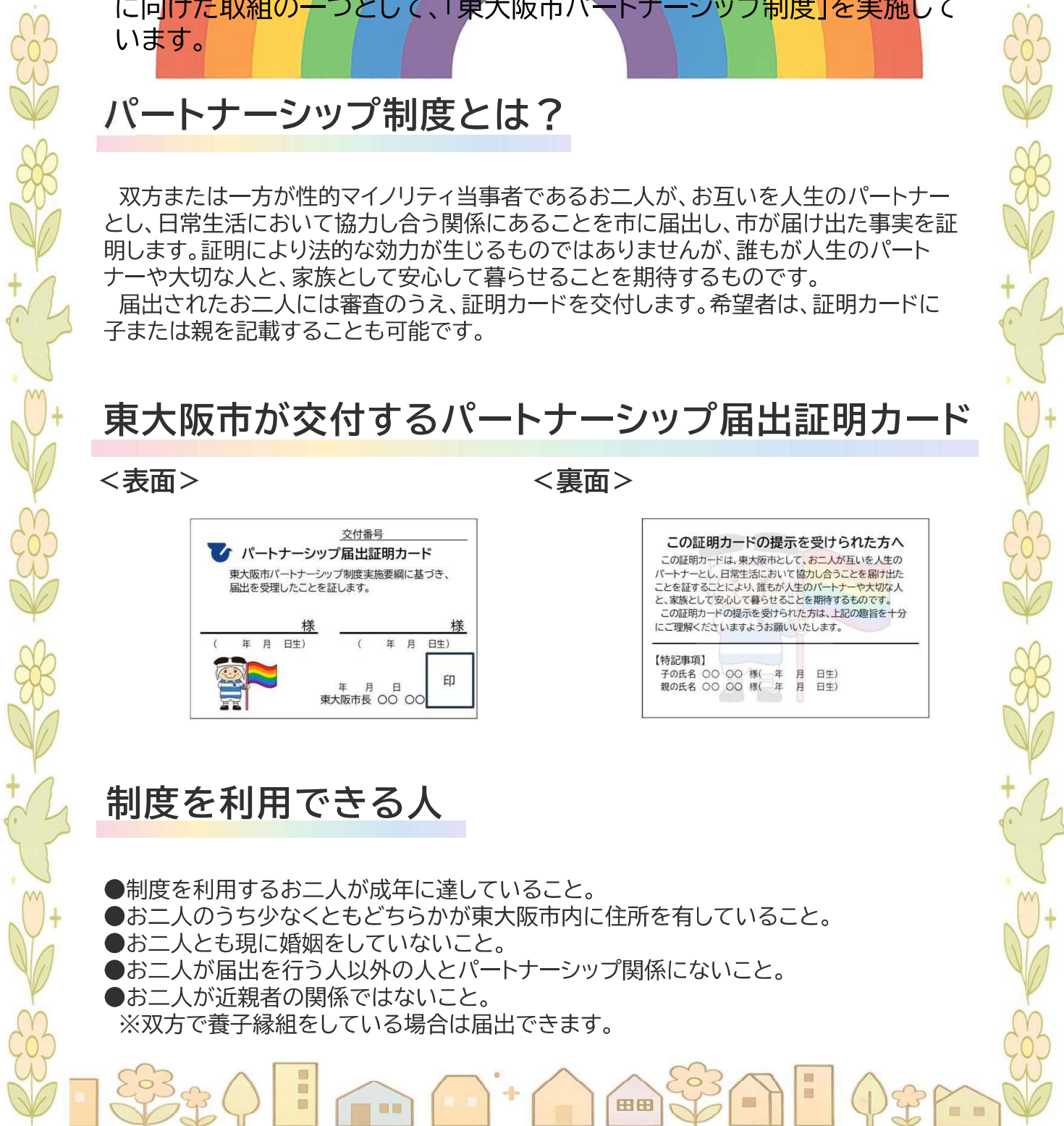
この証明カードは、東大阪市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを届け出たことを証することにより、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。この証明カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】
子の氏名 ○○ ○○ 様(年 月 日生)
親の氏名 ○○ ○○ 様(年 月 日生)

制度を利用できる人

- 制度を利用するお二人が成年に達していること。
- お二人のうち少なくともどちらかが東大阪市内に住所を有していること。
- お二人とも現に婚姻をしていないこと。
- お二人が届出を行う人以外の人とパートナーシップ関係にないこと。
- お二人が近親者の関係ではないこと。

※双方で養子縁組をしている場合は届出できます。



制度を利用するための流れ

(1) 必要書類の提出

届出を行う際に必要な書類を準備し、郵送もしくは持参にて提出して下さい。

〈必要な書類〉

- ① パートナーシップ届出書
 - ② 住民票、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
 - ③ 戸籍全部(個人)事項証明書、独身証明書等、現に婚姻をしていないことを証明する書類
 - ④ 本人確認書類
- ※②・③は3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
※ケースに応じて別途書類の提出を求める場合があります。

(2) 書類の審査

提出された書類の内容を審査し、内容等に不備・不足がなければ届出を受理し、証明カードを発行します。

(3) 証明カードの交付

証明カードが完成しましたら、担当より、お受け取り日時の予約や交付場所についてご連絡いたします。

予約日当日は、本人確認書類をお持ちのうえ、お二人揃ってお越しください。

市民・事業者の皆様へのお願い

パートナーシップ制度は婚姻と異なり、法的な効力(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らせることを期待するものです。

制度の趣旨をご理解いただき、性別等に関わらず全ての人の人権が尊重される社会が実現するよう、ご協力をお願いいたします。

制度に関するお問い合わせ先

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課
〒577-8521
大阪府東大阪市荒本北1-1-1
【TEL】06-4309-3300
【FAX】06-4309-3823
【Eメール】danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp

手続き方法や利用できるサービスなど、制度に関する詳細は市ウェブサイトをご覧ください。



東大阪市パートナーシップ制度